

2008.11.21：経済環境委員会

「仙台市の環境保全行政について」

池田友信委員

質問しないかと思ったんですけども、この表を見させていただいてちょっと質問せざるを得ない状況であります。河川の環境基準のまず13の表を見ていただくと基準値というものがありますが、私も梅田川の地域に平成2年から居住しております。梅田川の水質の問題については地域の人たちといろいろ取り組んでいるわけですが、まずはこの基準値というのはなぜこれは高いんですか。この梅田川、あるいは笹川。先ほどちょっと説明ありましたが、もう1回お願いします。

環境対策課長

この水質のBODの基準値につきましては、やはり目的によってある程度決めるということで、それともう一つはその河川の状況にも合わせているという部分もあると思うんですけども、上流部で水源になっているようなところについてはやはり厳しい基準、それから中流部、下流部となっていくに従って緩目の基準ということになっておりまして、特に梅田川と笹川につきましては都市内河川ということで、上流部に例えば森林があつてというような水源を抱えていないといったところもございましてから基準はこうですけども、実は梅田川については先ほどのグラフでも見ていただきましたように、かつてはこの基準を守れない程度の水質を示したこともございました。実際は基準はもっと緩い基準を適用しておったんですけども、河川の水質が急速に梅田川については改善したということで現在の5の基準、もっと実は5より上があるんですけども、それよりは厳しい基準に変えているというところでございます。

池田友信委員

笹川は一級河川ですよ。七北田川水系である梅田川は二級という形だと思うんですが、これがこの考え方でいくと中央部は汚くなくても仕方ないんだという基準値の考え方になってしまうんです。実は実質的にBODの水質がそれ以下になっているから、基準値以下だからこれでいいんだという考え方になりかねないんです。なっているわけですよ。

地域からいくと中央部を通るからあれなんです。実は梅田川というのは七北田川の中流と合流しているわけですから、七北田川の支流ですから、私は少なくともこれは考え方といたら七北田川の水系の中流の基準値と一致するくらいの形にしないといけないんじゃないかと。それはまちの真ん中を通っているから汚くなるからやむを得ないんだという、そういう環境を中心に基準値を決めているということですか。

環境対策課長

いや、委員御指摘のようなことではないというふうに思っておりますが、やはり環境基

準というのは一応行政の目標値として定めておまして、その中ではその河川の状況を全体的に見てどの程度の水質以上を達成すべきなのかといったところを勘案しながら基準を定めているという、ちょっとあいまいで申しわけないんですけども、それほど明確な基準があるわけではないというふうに思っております。

池田友信委員

その行政目的というのはいつ、どこで決めているんですか。その基準値を決めるところはどこですか。県か、市か。

環境対策課長

基本的には宮城県が決めることになっております。

池田友信委員

県だけでも、仙台市の環境ですから、本来はもっとさかのぼっていったら、この梅田川の歴史を調べていきますと、藩祖公の政宗公がこの川は絶対汚してだめだぞという部分で、その支流は田畑があって、それは伊達藩の米の輸出どころだから絶対水を汚すなよ。途中でその水を殺菌するための杉を植えて、それを現在も風致地区ということで宮町とか上杉とか保存していますが、杉を植えてそれが水質を殺菌して、そして田畑に流すという、そういう藩のふれまで出してその川の水質を保全したんです。それが地名として上杉通、中杉通という地名があるように、その杉は絶対切るなど。それは下流の田畑に水質を守るためにそういう藩祖の時代のまちづくりの中にあっただけです。それをいつの時代からどんどん四谷用水なんかを埋めて下水に切りかえたりなんかしてしまって、それは後世の時代の中で水質の目的を逆に言えばある意味では変えてしまったんです。

だから、本来はもっと仙台市としてはそういう本来の藩祖時代のまちづくりの基本であるこういう考え方を梅田川、それから特に広瀬川を含めて変えていかなければ、戻していかなければいけないと思うんです。したがって、こういう基準値を決めたら、よくしようとして一生懸命地域の中で努力していても、この基準値があって非常に邪魔している部分があるんです。

それはどんなことかという、次の15の図、折れ線グラフであります。この中でせつかくいろいろな形で、先ほど言ったように下水が普及してきれいになったといたら、これは上がることはないと思うんです。しかし、これは上がったたり下がったりしている。これは何かといいますと、結局悪い排出物が流れてくる環境が出てくるときがあるんです。現在梅田川でもよくなっていったんですが、実は梅田川に流れていくところに調整区域の中で高齢者の通所施設ができたんです。その通所施設は調整区域ですから下水を使わなくてもいいという考えで、下水を使わずに浄化槽にしています。したがって、浄化槽のうわ水が梅田川に流れてくるわけです。そして、今まできれいだったものがまたここで悪化しているのが現状です。それは何かという、そのうわ水が

流れてきた水路、その向かい側がもう既に道路1本隔てて下水を施工しているのにもかかわらず、その部分は調整区域がゆえに浄化槽を使っている。そこに何百人という老人の方とかいろいろな通所の方が来て、用を足したり、おしめをやったり、そういうものが浄化槽からうわ水を通して、実は水路を通過して梅田川に流れてきているんです。

それは、そこのところに我々地域の方で下水道を使ってくれと陳情をした。1本隔てて、もうJRさんもその隣にあるんですけども、JRももうある意味ではこれはやはり下水を使わなければならないというので、それで向かい側に配管を通して下水にしているんですが、その施設は、ここは調整区域だから下水を使わなくても浄化槽で対応しているという仙台市の許可を得ていると、出ている排出は基準値内だからいいでしょうというふうに言われているわけです。したがって、流れていく梅田川の水質よりも悪い水質を出しても、これは基準値内だから構わないと。こういう形になっているわけです。

私は、そういう意味ではこの基準値というものが非常にたがにはめられて、結果流される水だって基準値内だからいいんだというふうな行政の方も判断をされているという、そういう現状なんです。そういうことについてはいかが感じますか。

環境部長

今の池田委員の方から御指摘がございました、特に梅田川についてでございますけれども、先ほど私どもの課長の方から御説明しましたとおり、下水道の普及もございまして、また梅田川をきれいにしようということで地域の住民の方々、そしてNPOの方々、また行政も含めましてこれまで一生懸命な取り組みでかなり水質がよくなってきたということがございまして、基準のBOD5ミリグラム／リットルということでございましてけれども、これはそういった取り組みがございまして前の基準、前はC類型というもうちょっと高い基準だったものをB類型ということで基準を下げて、その活動も評価をさせていただきまして、県の方と協議をしてこういう形でさせていただきました。

ただ、御承知のとおり梅田川の上流は水源は今はどう溜池ということで、調整池になっておりまして、雨が少ないときなどは特に水量が少なくなりまして、実は変動する、あるいは水質が悪くなる可能性もございまして。また、今委員御指摘のとおり、途中で浄化槽等の放流もございまして、その辺のより下水に入れていただくような改善ということも必要だと思います。

特にこの2ミリ、3ミリ、4ミリ、5ミリというものがグラフで見ますと大きい幅に見えますが、かなり微妙なものでございまして、そういった変動等も含め、また今度の活動も含めて少し、本当に維持できるのかどうかも含めまして、また改めて住民の皆さんとも、あるいは委員の御意見もお聞きしながら、ちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

そんなことで考えておりまして、ただ、かなり非常にきれいな川になっているということは事実でございまして、炭で浄化したり、そういった取り組みが全国にも発信されているということがございまして。ただ、やはり非常に微妙な変動がございまして、その辺も含めて、それから水量等も勘案して決めていかななくてはいけないということもご

ざいますので、これはちょっとそういったことがうまくできるのかどうかも含めまして、少し関係部局も含めまして相談をしていきたいと思っておりますので、それで十分水質基準を下げてそういった活動、運動、それから下水道の普及等で十分維持ができるんだということであれば、これまた変えて、より厳しくしていくということもあり得るかなというふうに考えております。

池田友信委員

このグラフの15で、私はこの一たん下がったものが上がっているという状況を、ぜひ重視してほしいんです。なぜこういうふうな形になるのかと。これはやはり今言われたように、至るところで浄化槽から出てくる水質が基準内だからいいということで、せっかく水質がよくなったものが結果こういう形で上がって、逆行するような形の環境があるということをぜひ考えていただきたいと同時に、県の方とぜひこれは調整していただいて、梅田川というのは仙台市のまちの中心部を流れていく歴史的な川であります。その背景には政宗がこれからの伊達藩の財源を米の輸出というか、江戸前の80%、3分の2以上を占めることによって藩の財政が確立するんだという大きな狙いの中で梅田川の水系を大変重視し、七北田川の水系を大変重視して、そして水質のいいものを下流に流して米を輸出すると。

この地域が今も残っていますが、舟曳とか仙石とか、蔵のあるそういう地域の米どころという、そこを大変重視したという歴史のある河川でありますから、特にそういう部分での水質関係については、地域の方でもみんなで少し戻そうという運動で環境運動をしておりますので、ぜひそういったことに対する背景になる基準値の改正のあり方とかを含めて検討して、もう少しそういう意味で話し合いをして、この基準値を何とか調整をするようにしないと、私は浄化槽で出しているところは違法じゃないということの中で改善の方向にならないと思うんです。ぜひそういう部分での取り組みもひとつよろしくをお願いをしたいというふうに思っております。

広瀬川は条例でそういう放出する部分に対しては規制されておりますけれども、梅田川、七北田川は法令で規制されていないんです。そして、もう一つは、全国の河川の中で国土交通省がモデル河川にしている河川が五つありますけれども、その五つのうち三つは北海道なんです。この内陸の本州の中でモデル河川なんていうのは、東京の秋川と宮城の七北田・梅田川なんです。これをモデル河川にして何とか魚が上るすみよい川にしようということで国土交通省さんがモデル河川にした五つの河川の中の一つですから。それを受けて仙台市がその河川が仙台市域にあるということを見ると、これは県が考えることだけでなく、仙台市がもっと掘り下げてそれに対する対応を考えていかないとならないと思うんです。

また、そういったモデル河川にした成果として上げるのは県がするというよりは、むしろ仙台市が積極的にその環境に取り組んでいかないといけないと思うんです。この五つの河川は全部サケが上る河川なんです。サケが上る河川なんです、北海道の3河川は全部自然に上りおりしています。東京の秋川と七北田川は放流しています。梅田川は

1回死滅しましたから、もう上がってきていません。ふるさととして上るサケは紛れてくるサケしか上がっていないんです。したがって、梅田川にサケを戻すという地域の方々の熱い要望は、こういったものを改善しないと実現できないというふうに思いますので、ぜひそういったことも含めて仙台市として受けとめて、県と一緒にタイアップしてよりよい環境づくりを。

川の環境をよくすれば、すごい大きな広い公園なんです。ですから、そういう部分でぜひ河川管理者は県だということだけでなく、やはり市域に流れている河川ですから、仙台市の環境をよくするということを含めて、単に水質の問題でなくて面的によくなるような形で、ぜひ積極的にこの水質問題を掘り下げると同時に、環境整備にひとつ水辺の環境に取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして終わります。